

鍛圧ハンマを小起因物とする死亡災害事例（1999-2021年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小)	事 故 の 型	労 働 者 規 模
2010	6	8 ～ 9	熱間鍛造プレスのハードプレート（ダイホルダーとダイケースの間に差し挟み緩衝材とする鋼鉄製のプレート。重量約160kg）を交換する作業中、ハードプレートを止めている6箇所のボルトのうち四隅の4箇所を取り外したあと、中央にある2箇所を取り外そうと、被災者がプレス内に仰向けに身体を入れてボルトを緩めようとしたところ、ハードプレートが落下し、被災者に激突したもの。なお、中央のボルトはいずれも破断していた。中央のボルトの1箇所は既に破断していて、被災者が外そうとしたもう一方のボルトが重量によって破断したとみられる。	11502	4	300 ～ 499
2008	3	2 ～ 3	エアハンマー（鍛造機械）を用いて自動車部品の鍛造加工中に被災者が、エアハンマーで材料を打撃した時、その衝撃でバリ部分の一部が欠損して破片が被災者を強打して死亡した。	11502	4	10 ～ 29
2007	11	18 ～ 19	被災者は、鍛造ハンマーの金型取付作業終了後、油圧シリンダーに差し込むピンの調整作業を行っているときに、上方の金型が落下してはさまれた。	11001	7	50 ～ 99
2007	7	11 ～ 12	フォークリフトの爪を製造するために鍛圧ハンマーを用いて鍛造作業中に被災者はハンマーの前で鍛造圧を調節するための「あて」を保持していたところ、ハンマーの金床の下部が破損し、破損したかけらが被災者に刺さった。	11509	4	50 ～ 99
			鍛造工場にて、4人1組で鍛造ハンマー（エアハンマー）を使用し鍛造作			

2007	1	10 ～ 11	業を行っていた。鋼材が金型にくっ付いていたため、ジャッキ上げを行い、エアにより鋼材を外す予定であった。しかし、ジャッキ上げを行った際エアが強く鋼材が金型の向こう側に吹き飛ばされた。その鋼材を取るため、身体を乗り出したところ、誤ってフットペダルを踏んでしまい、鍛造ハンマーの金型にはさまれた。	11001	7	30 ～ 49
2005	5	16 ～ 17	電気炉で熱した鉄塊を鍛造する空気スタンプハンマーに残っていた冷塊を金ばさみで取り除こうとした際に、覆いのないフットペダルを踏んでしまい、90cm落下したハンマーに挟まれた。	11001	7	30 ～ 49
2002	4	11 ～ 12	エアー鍛造プレス6tの金型の交換作業中、スライドを支えていた角材（165cm×13.5cm×2.5cm）が外れたため、スライドが降下して頭部を挟まれた。	11001	7	50 ～ 99
2001	6	11 ～ 12	熱間鍛造プレスの金型をガスバーナーで予熱するため上型を上げ、下型上に金属性の「かませ」を置いたところ突然上型を保持しているラムが落下し、かませがプレスから約6m離れた場所にいた者の頭部に激突した。	11209	4	10 ～ 29

2021年、2020年の事例は新型コロナウイルス罹患を含む。2011年の事例は東日本大震災による労働災害を含まない。

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html(職場のあんぜんサイト)

[小起因物別の死亡災害事例（1999-2021年）](#)に戻る。

(参考) [労働災害の分類の概要](#)